令和4年度

教職課程 自己点検評価報告書

令和 5 (2023) 年 3 月 名古屋音楽大学

Ι	教職課程の現状及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	基準領域ごとの自己点検評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
基準 (1) (2)	準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み・・ 基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的•目標を共有 基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫	1
基準 (1) (2)	準領域 2 学生の確保•育成•キャリア支援 ・・・・・・・・・・・・・・・ 基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材(学生)の確保 基準項目 2-2 教職へのキャリア支援	2
基準 (1) (2)	準領域3 適切な教職課程カリキュラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成•実施 基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携	3
${\rm I\hspace{1em}I}$	総合評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

I 教職課程の現状及び特色

1. 現状

(1)大学名:名古屋音楽大学 音楽学部 音楽学科

(2) 所在地:名古屋市中村区稲葉地町 7-1

(3)学生数及び教員数(令和4年4月1日現在)

学生数: 教職課程履修 231 名/大学全体 461 名

教員数: 教職課程科目担当(実技系科目を除く) 59名/大学全体 195名

2, 特色

本学の教職課程認定は以下のとおりである。

- 中学校教諭一種免許状(音楽)
- 高等学校教諭一種免許状(音楽)

建学の精神である親鸞聖人の同朋和敬の精神、「共なるいのちを生きる」を教育方法の基礎に据え、音楽を用いてお互いの差異を認めつつ、協和する方法を探し、提案できる教師を目指す。具体的には音楽家として学ぶ際の方法論である「アンサンブル(合奏)」と同様、共に学ぶ朋友とせめぎ合い高め合うような学びを尊重する。そのために、生徒個々の主体性を尊重しつつ、個人相互の関係を調整するために、教員が身につけた音楽的知識や技術が役立つように、音楽を「手段として」駆使できること、即ちお互いの違いを認めあった上で各々の個性が伸びることを目指す。さらに、共に学ぶ仲間の可能性を認めつつ、人と人とを繋ぐ絆を提供できるような音楽を「目標として」設定できること、即ち一人の学びを全体の学びへ、全体の学びを一人の学びへと拡散、収斂するなかで異なる専攻の学生同士がコラボレイトする授業展開を根本とする。

学びの展開においては、実践に役立つことを一年時から四年間継続して目標とし、教授の事例を授業者、もしくは被教授者として数多く体験する学びを特色とする。

Ⅱ 基準領域ごとの自己点検評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

- (1) 基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標を共有
- (2) 基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫

「状況説明]

ディプロマ・ポリシー、「真理を探究する心をもち、創造の精神を高め、時代を生きていくに足る人間的知性を身につけていること。音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもち、未来を志向する芸術性豊かな人間性を身につけていること。」に示された卒業認定・学位授与の方針に基づき、教職課程が編成されている。その内容については、学生便覧、大学案内、学生募集要項、HP等で示すとともに、教職員間で共有している。また、教職課程に関するカリキュラム・ツリーを作成し、公開している。

「教職指導室」を設置し、中学校教員(担当教科・音楽)としての職務経験を有し、加 えて校長としての勤務経験がある実務家教員が常駐している。教職指導室には教科書や視 聴覚資料などの教材が備えられ、学生の閲覧が可能になっている。同様の資料は図書館、 キャリア支援センターにも配備され、これらの利用に関する学生への助言は教職指導室が 行う。また、教職系授業に関する相談もこの部署が担当する。

教職課程の質的向上に資するため、教職課程科目を含む授業評価アンケートを実施し、 課題、問題点を明確化している。それらの課題は FD 委員会および、執行部会議、運営委 員会、教授会などの会議によって教職員に共有されている。

FD 活動の一環として、教職課程関連科目の担当教員を含めた分科会を行い、課題や問題点などを吸い上げ、各種会議に諮り共有化する体勢が整っている。また授業公開週間を設け、教員が相互にその授業を参観することが可能である。

「長所・特色]

カリキュラムツリーを公開することによって学生は目指すべき教師像への具体的なイメージを獲得でき、四年間で身につけるべき知識と技能についての履修計画立案につながっている。

教職指導室を設置することで、学生が望むときに指導室に常駐する教員と学生・教員双方向の情報交換が可能となっている。希望者には授業という形式を取らず、実務家教員による教員採用試験対策が提供されており、キャリア支援に貢献している。教職課程の関連資料は教職指導室の他、図書館、キャリア支援センターにも設置されており、教職指導室を介して資料が紹介され、円滑に利用されている。

教育実習に関する窓口として、教職担当教員と直接相談することが可能となっており、 円滑なコミュニケーションが図られている。特に履修上の不備の早期発見と対処に大きく 役立っている。

教職指導室以外では、FD 活動の分科会によって教職課程科目担当教員同士のコミュニケーションが図られており、問題点の共有、改善に貢献できる体制が整っている。また、授業公開週間において、特に教職課程担当教員相互の授業参観が活発になり、授業運営技術の改善・問題点の共有に貢献している。これにより、全学的に実施されている授業評価アンケートの結果も教職課程の運営において共有可能となっている。

【根拠となる資料・データ】

1-1:2022 年度「学生便覧」

1-2:2022 年度「名古屋音楽大学案内」

1-3: 教職課程カリキュラムツリー

1-4:FD 分科会開催資料

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

- (1) 基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材(学生)の確保
- (2) 基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

[状況説明]

入学生に対する本学の教職課程に対する情報は、大学案内及びホームページにおいて、 卒業生の教職員への就職状況を公開している。 教職課程関連の必修科目のうち、「教育と倫理」、「教育の情報通信技術論」、「教育相談」、「キャリア教育論」を一年時から履修可能としている。関連して、一年次(春学期)で全学生が必修となる「初年次教育」において、キャリア支援センター職員による講話の時間を設け、大学での学びが自らのキャリアにどう関わるかの意識付けを強化している。

本学で取得できる教育職員免許は中学校、高等学校である。ただし協定締結大学の通信 課程特別科目等履修生に学部二年生から登録することが可能であり、小学校教諭、特別支 援教員の免許状取得が学部卒業とともに可能となっている(中学校教員免許取得を前提と する)。これは中・高の教員免許を取得して卒業した後に、小学校の免許を追加で取得す る者が多いことから、卒業後ではなく大学卒業時に小学校免許を取得するために通信課程 を持つ機関との協議を重ねた結果、実現している。特別支援学校教員免許にも同様のニー ズがあり、こちらは学部三年生から登録することが可能である。

在学生へのキャリア支援においては、キャリア支援センター主導で、希望する者に対しては一年次から職業適性検査を受けられる体制が整っている。また、教職を目指す学生への講習会として、名古屋市教員採用試験説明会、各種公務員・教員学内説明会(以上5月)、公務員・教員対策セミナー、公務員・教員なんでも相談会(以上11月)を開催している。この他にも面接対策講座、模擬面接などを随時開催している。

こうした情報は各種掲示物での伝達がなされることに加え、名古屋音楽大学ポータルサイトで全学生に通達される。

[長所・特色]

キャリア支援全般のフォローはキャリア支援センターが行い、職員が対応するが、これとは別に教職指導室の教員もニーズの聞き取りと助言、そして職員との情報共有に貢献している。ポータルサイトでの全学生への告知とともに、教職系授業で教員からの通達も合わせて行われ、授業を窓口とした支援も可能となっていることが特色である。

「キャリア教育論」と同時に倫理面(「教育と倫理」)、技能面(「教育の情報通信技術論」、「教育相談」)を一年時から履修できることで、教職課程履修がキャリア形成に及ぼす意味と位置取りを大学入学と同時に意識化できる。一年次でキャリア形成意識の基礎を作り、それに基づく履修計画に各自の将来設計を反映できることを狙いとする。大学としては履修計画の作成・修正へのフォローが適時、適切に行われることを目指している。

【根拠となる資料・データ】

2-1:名古屋音楽大学 HP「教育情報の公開」

2-2:名古屋音楽大学教職履修規程

2-3:2022 年度「学生便覧」

2-4:キャリア支援センターによる教職に関する就職説明会開催案内

2-5:2022 年度「シラバス」

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

(1) 基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成•実施

(2) 基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携 「状況説明」

教職課程の継続履修にあたって、複数の条件を設定し、それが達成されない場合教育実習を行う許可を与えない、という規準を採用する。具体的には、以下の単位を3年次修了時に修得済みであることが求められる。日本国憲法、スポーツとエクササイズ I、II、教育と倫理、教育の情報通信技術論、教育相談、キャリア教育論、(以上一年次から履修可)、健康と運動の科学、音楽科教育法 I、II、教育の基礎と実践、教育の法制と経営、総合的な学習の時間の指導法および教育課程論、特別支援教育(二年次)、特別教育論、教育の方法と技術、生徒指導論、教師・教職論(三年次)。

一年次から履修可能となる日本国憲法、教育と倫理、教育の情報通信技術論、教育相談、キャリア教育論、スポーツとエクササイズ \mathbf{I} ・ \mathbf{II} においては、教員となる人材に憲法について多面的に理解した上で、道徳教育論(三年次から履修可)に至る前に道徳・倫理についての知見を説明できること、実践に役立てられることを求めている。こうすることで"お互いの差異を認めつつ協和する"という建学の精神がカリキュラム構成に反映されている。教育の情報通信技術、教育相談は、学校現場で生徒と向かい合う際のコミュニケーション力を培う基礎となるものとして、キャリア教育論は進路を選択し、能力を伸ばすための心理面、スポーツとエクササイズ \mathbf{I} ・ \mathbf{II} は体力面を支える基礎を形づくるものとしてカリキュラム設定されている。

音楽科教育法を I ~IV (二年次、三年次) まで開講し、全て必修科目とすることで、実践的な教科指導力の獲得を可能にしている。

伝統音楽に関する指導に関しては邦楽器実習(一年次)を必修とし、三味線、筝のいずれかを選択となっている。

「プレイスメントテスト」という選別の機会を二度設け、実践指導力を確実に身につけたと認定されない者に重複した学習機会を保証している。具体的には入学時に、全学生に対して「音楽の基礎プレイスメントテスト」が課され、不認定者は「音楽の基礎」の単位が取得できないと「楽式論」(教職免許状取得上の必修科目の一つ)の履修が制限される。また、教職課程履修者に対し、音楽科教育法 I 終了時(二年次春学期末)に「教職の基礎プレイスメントテスト」が課され、不認定の場合は「教職の基礎」の単位が取得できないと教育実習を履修できない。「教職の基礎」は二年次秋学期、三年次春学期、三年次秋学期の三期のうちどこでも単位取得できるため、教授技術向上のために時間を費やし、単位取得に複数回挑むことが可能となっている。

GPA 制を活用した成績不振者への働きかけとして、取得単位数に滞りが認められる学生に対しては履修計画への見直しを助言し、場合によっては教職課程の履修継続の意思を再確認をするなど、教職キャリアの継続に向けて活用している。

教職実践演習の授業において、近隣地域の小・中学校の授業を参観、状況が許す場合は 交流を図っている。また、教育実習事後指導において、協力関係にある学校の音楽的・体 育的行事に協力支援を提供している。ただしコロナウィルス感染症対策の一環として、こ こ数年は協力関係にある学校への訪問自体が困難になり、こうした交流は実施できていな い状況である。

[長所・特色]

教職に就く明確な意識を高めるために、教職キャリアへの意識が成熟に到っていない学生を、教育実習履修以前になるべく早期に見極め、その意志を確認する機会を複数設けることにより、教職志望者の就業への意識を高めている。教職キャリアを目指す者が、その課程履修を自らの意志で動機付けることを求め、学びの発展と継続を可能にしている。

特に免許を取得する目的と教職キャリア上の目標とが乖離しないことを強く意識したカリキュラム構成となっており、免許取得する以上教員になる、という志望を強く後押ししていることが特色である。

カリキュラム構成上の長所は、実践的であることを重視している点にある。教職実践演習(四年次)において求められる実践的な教科指導の学びを既に二年次・三年次の音楽科教育法で始めており、開始年限を早め、継続時間を延ばすことで実践指導力を自ら開発出来ないと単位取得が困難になっている。

より明確なのはプレイスメントテストによる教職課程の継続への可否判断となる。これも、単に「これ以上の履修は不可」という通告ではなく、フォローアップのための講義科目(「音楽の基礎」「教職の基礎」)が設定されている。フォローアップ科目には複数期の履修機会が保証されており、能力伸長のために時間をかけて取り組むことが可能となっている。切り捨てるのではなく、諦めずに伸ばすことが特色である。

近年実施出来てはいないが、教職実践演習の授業を用いて近隣小中学校との交流の場と して展開、大学と地域との連携の一助として機能している。

実践的な学びを重視する結果、教員免許取得者の教職員キャリアへの意識は強く、毎年 一定数の人数が常勤・非常勤の教員として就職している。

【根拠となる資料・データ】

3-1:名古屋音楽大学教職履修規程

3-2:2022 年度「授業計画」 3-3:2022 年度「学生便覧」 3-4:2022 年度「シラバス」

3-5:教育情報の公開 HP、(14)教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況

Ⅲ 総合評価

本学の教職課程における特色と長所は以下のようになる。

その1、教職課程のディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラムが編成され、カリキュ ラムツリーで公開され、入学した最も早い段階で教員として働くことを学生自身がキャリ アデザインできることである。

その2、教職指導室により、教職キャリアに向けての学びの継続が強固にフォローされ、 結果的に教職に就く卒業生の割合が高い数値で一定することである。

その3、音楽的な知識や技術を教授に反映させるための「音楽科教育法」が二年四期に 渡って必修教科とされ、実践的な授業運営能力に優れた人材の育成に重きが置かれている ことである。

その4、教職キャリア継続にあたり二度の「関連科目」履修による知識・技術の確実化

を図っていることである。教職員免許状だけを取得し、教員としてのキャリアを目指さない者を少なくする効果を上げている。

特に「関連科目」による徹底した能力の見極めは、基準未到達者にそれ以上の履修を許可しないという足切り効果を狙ってのものではなく、示された基準に到達するまで複数回の再履修を許すことによって、キャリアの完成までにかかる時間を学生によって多様化させる、という飽くなき成長を目指してのものである。これは本学の教職課程における大きな特色である。

教職課程における音楽面の特色は、多様なコース、専攻を活かして「器楽」「声楽」などの実技の学びにアンサンブルを用いることが可能な部分である。一面的な教職用の実技とは別の学びを保障できている。

教職課程履修者は、ヨーロッパの古典的音楽語法に基づく音楽を学ぶ者が多数であるが、 伝統音楽に関する指導に関しては三味線、筝のいずれかを選択必修とし、日本伝統音楽や 諸民族の音楽への経験を必ず得られる学びを提供している。

実践的な学びを重視する結果、教員免許取得者の教職員キャリアへの意識は強く、実際の教育現場を、タイムラグを生じさせずに把握することで教職課程の質的向上が可能となっている。